

10月・11月・12月は「建設業取引適正化推進期間」です ～みんなで守る適正取引～

国土交通省及び都道府県では、建設業における取引の適正化に向けて、従来から、建設業法令の遵守指導等を通じ、その推進を図っています。

また、この一環として、平成22年度より、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、集中的に法令遵守に関する活動（講習会・立入検査）を行うことにより、取引の適正化の徹底を図っているところです。

今年度については、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、講習会等の活動期間にゆとりをもたせ、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」として、適切な「三つの密」対策を講じつつ、以下のとおり法令遵守に関する取組を行うこととしましたのでお知らせいたします。

1. 期間

令和3年10月1日～12月28日

2. 取組内容

(1) ポスターの掲示

- ・東北地方整備局管内の事務所等にポスターを掲示
他には各県・市町村、建設業関係団体において掲示

(2) ホームページを通じた広報

- ・取引の適正化に関する普及啓発のため、ホームページを活用し広報を実施

(3) 建設業者等を対象とした講習会の開催

- ・詳細は【令和3年度 建設業法令遵守講習会開催のお知らせ】をご覧ください。

(4) 立入検査の実施

- ・大臣許可業者に対し、東北地方整備局が立入検査等を実施。
- ・知事許可業者に対し、東北地方整備局と県が合同立入検査を実施。
- ※立入検査にあたっては、法令遵守に関する指導のほか、駆け込みホットラインなどの各種相談窓口の周知も併せて実施。
- ※立入検査を行う場合は、立入検査職員及び検査先企業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最大限に注意する。

3. 講習会の取材について

- ・取材をご希望の場合は会場で受付を行ってください。
- ・会場には報道関係者の席をご用意しております。
- ・運営に支障を来さない範囲で自由に取材していただいても結構です。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、別紙【講習会に参加する方へのお願い】を遵守してください。

<発表記者会> 青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、秋田県政記者会、
山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会

<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局 電話 022 (225) 2171 (代表)
建政部 建設業適正契約推進官 大崎 達成 (内線 6119)
建設産業課 課長補佐 秋元 学 (内線 6146)

～講習会に参加する方へのお願い～

1. 参加者が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせをお願いします。

- 発熱・咳、咽頭痛、全身倦怠感、鼻汁、鼻閉など風邪のような症状が見られる場合
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等に渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 同居家族、身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

2. 参加にあたっては、以下の事項について遵守をお願いします。

- マスク着用をお願いします。
- こまめな手洗い、入場前にはアルコール等による手指消毒をお願いします。
- ソーシャルディスタンスに心がけてください。